

新居浜市環境審議会 議事録

- 1 開催日時 平成21年2月13日（金） 13：15～15：15
- 2 開催場所 市役所3階 応接会議室
- 3 出席者 委員11名（藤田委員、近藤委員、酒井委員、矢野委員、星加委員、倉本委員、堀江委員、石塚委員、谷川委員、眞鍋委員、秋山委員）
事務局4名（岡課長、小松技幹、安藤係長、松井主任）
- 欠席者 委員8名（大橋委員、谷委員、竹之内委員、大角委員、白石委員、畑田委員、太田委員、前田委員）
- 傍聴人数 1名（取材）
- 4 会議内容 (1) 諮問・審議事項
『騒音規制地域等の見直し』について
(2) 審議事項
『環境関連計画の目標数値等の見直し』について
- 5 議事録

課長	<p>それでは、定刻が参りましたので、ただ今から、新居浜市環境審議会を開会いたします。</p> <p>本日は11名の委員のご出席をいただいておりますので、環境審議会規則第5条の規定により、本会が成立していることをご報告いたします。なお、進行の都合上、審議に入るまでの間、事務局の私、岡が会議の進行を務めさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>まず、始めに、市長からご挨拶を申し上げます。</p>
市長	《市長挨拶》
課長	<p>ありがとうございました。続きまして、初めての委員もいらっしゃいますので、会長から自己紹介として、所属とお名前をお願いいたします。</p>
課長	《自己紹介》
課長	<p>ありがとうございました。事務局職員も紹介させていただきます。</p>
課長	《自己紹介》
課長	<p>続きまして、市長から、『騒音規制地域等の見直し』について諮</p>

<p>市長</p>	<p>問させていただきます。</p> <p>新居浜市環境審議会 会長 谷川様、『騒音規制地域等の見直し』について（諮問） 新居浜市都市計画の用途地域及び特定用途制限地域の変更に伴う、騒音環境基準類型指定地域、騒音規制地域及び振動規制地域の見直し案について、貴審議会の意見を求めます。（会長に諮問書を手渡す。） ご審議、よろしくお願いいたします。</p>
<p>課長</p>	<p>大変申し訳ございませんが、市長には、次の公務が控えておりますので、ここで退席させていただきます。ご了承いただきますよう、お願い申し上げます。</p>
<p>課長</p>	<p>それでは、議事に移らせていただきます。これからは、谷川会長に議事の進行をお願いいたします。谷川会長、よろしくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>本日の審議は、市長から諮問のあった『騒音規制地域の見直し』と『環境関連計画の目標数値等の見直し』の2つの事項について審議をすることになっております。</p> <p>まず、先ほど市長より『騒音規制地域の見直し』について諮問をいただきました。騒音はうるさい、いらいらするなど気分的に感じが悪く、病気の原因になったりする。そのようなことから地域によって騒音の規制の地域を変えていくことは非常に重要なこととなります。市長から事前に見直し案が提示されており、ご覧になられていると思います。ただ今から事務局から見直し案について説明をいただきたいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>《見直し案説明》</p>
<p>会長</p>	<p>皆さん、いかがでしょうか？騒音・振動というと初めての方は分かりづらいと思いますが、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。</p>
<p>委員</p>	<p>語句の意味からお伺いしたい。特定用途制限地域とはどういう地域で何が制限されているか？</p> <p>音が何デシベルと言われても実感が無いのでよくわからないが、その値は瞬間値なのか平均値なのか？</p> <p>地域を決めるのはどういうプロセスをへるのか？地域住民の話聞くのか？それとも行政側で決めるものなのか？</p>

事務局	<p>特定用途制限地域というのは、旧調整区域の線引きの廃止に伴う、建物の乱立を防ぐために都市計画法上の用途地域では無いが用途に制限の係る地域を都市計画課で指定したものです。現在、市街地周辺地区・幹線道路沿道地区・田園居住地区と言う3つの地区があり、それぞれに用途の制限がかかっている。平成20年10月に新たに産業居住地区という地区が指定され、以前の3つの地区と比べると建築物の制限が緩い地域となっており、用途地域の準工業地域と近い制限がかかっている。</p> <p>次に、音が何デシベルと言われても実感が無いとのことで、新しくお渡しした資料に何デシベルがどのぐらいの音かという表を添付している。</p> <p>指定のプロセスについて、今回の地域の指定は知事が行うことになっており、指定にあたっては、市長の意見を聞くこととなっている。今回の審議会の意見を踏まえて市長の意見を回答する。また、規制区域は市長が指定するため、審議会の意見を踏まえて指定を実施する。</p>
委員	<p>特定用途地域とは何ですか？また基準の値は瞬間値なのか平均値なのか？地域を指定するにあたって審議会が決めたことになるのか？この案を出すまでに何か根拠はあるのか？</p>
事務局	<p>特定用途制限地域とは、線引きがあった時の調整区域を、線引き廃止に伴い用途制限の指定をしたものです。</p>
委員	<p>条件がどう変わったのか？もともと宅地が立たない土地だったのは分かるが</p>
事務局	<p>表を見ていただければ、用途の制限がどのように変わったか確認して頂けると思う。旧調整区域は、特定用途制限地域として3つの区域に分けられ用途の制限がかかっていた。都市の発展と産業の振興を図るために、用途の制限がいくらか緩い地域を設けたのが、産業居住地区になる。</p>
委員	<p>線引き廃止前と後でどう変わったのか聞きたい</p>
委員	<p>線引きを廃止した後、用途制限についてはそのまま残っている。調整区域であった所が、特定用途制限地域という指定がされ、その中を3つに分けた。その用途の制限は表のとおり分けられている。</p>

事務局	線引きの廃止により、用途の制限がかかなくなると建物が乱立することになる。そのため用途地域では無いが、用途の制限がかかる地域が設けられたのが特定用途制限地域であり、特定用途制限地域の中で産業に適した土地利用として定められたのが産業居住地区である。
委員	産業居住地区と言うのは何の制限がかかって何が緩められたのか分からない。
事務局	多喜浜2丁目3丁目とか観音原町とかが準工業地区に準じた地区に定められて、表のとおり、店舗は可能であるとか、キャバレー等の風俗店はいけないとかの制限がかかっている。市街化周辺地区と違って比較的緩い制限になっているのが、新たに加わった産業居住地区になる。
委員	表で見るとキャバレー等の風俗店には×印が入っているが、こういう建築物はいけないということか？
委員	そういうことである。○印がついている建築物について別途高さ制限はあるが、建設が可能ということである。
委員	△印とか網掛けがあるところはどういう意味か？
事務局	網掛けがあるところは制限があるところで、△印があるところは高さ制限があるところである。 次に、測定値の値に関して瞬間値であるか平均値であるか？ということであるが、環境基準に関して言えば、積算値になる。複雑な計算のためここでは説明できないが、いわゆる平均値に近いような値になる。1時間なら1時間測定して、その平均値を出すような感じになる。
委員	測る時間に関して、夜と昼では大きさが違ってくると思うがどう測っているのか？
事務局	時間毎に基準が決まっているため、測定した結果がその基準を満たしているかということになる。
副会長	基準としては、敷地境界線で測る方法もある。
事務局	規制基準に関しては、敷地境界線での測定となる。
会長	環境基準と規制基準があり、環境基準は地域でA、B、Cと言うように分けられている。規制基準は工業の敷地境界でその規制基準に対してどうか？ということになる。

事務局	工場の騒音に関しては、測定方法が何種類かあるが、原則として敷地境界で測ることになり、苦情などがあつた場合その民家側の敷地境界で測定する。基準超過の場合は市が指導を行うこととなる。
委員	この地図の色分けはどのようにされているのか？
事務局	この色分けは基本方針に従って用途地域に対して当てはめている。
委員	用途地域に対して自動的に当てはめているなら、何を審議すればいいのか？
事務局	原則として用途地域に合わせることとなっているが、地域の実情に合わせた変更も可能である。今回は、用途地域では無い産業居住地区に関して準工業地域と同様の当てはめを行っていること等の審議を頂きたい。
会長	本来ならば、用途地域が決まれば、それに準じて騒音等の地域指定が決まるのが普通であるが、特殊な状況がある場合などに環境側でチェックをするというのが、今回の意味である。
委員	線引きの廃止に伴い、調整区域に建築制限がかけられた。今回はそれに産業居住地区という地区が新たに加わつたため、それについても騒音等の地域指定をしていくということだと思ふ。
事務局	都市計画総括図を見ていただければ、多喜浜2丁目3丁目の一部と観音原町の一部が産業居住地区に変更となつたため、それに応じて騒音の地域指定も見直しをかけるため今回の変更となつた。
委員	都市計画上の地域の変更にあたっては、地元の声は聞いているのか？
事務局	変更にあたっては、地元説明会を実施しており、都市計画審議会でも審議されている。意見は出なかつたと聞いている。
会長	図を見ると、基準が厳しくなつているのは1地点ぐらいで、他は基準が緩くなつている。
委員	地元で説明をした時に、騒音・振動の条件を入れて説明しているのか？
事務局	都市計画の説明会で、騒音・振動の基準が変わることについては細かくは説明していないと思われるが、建設できなかった建物が建てることのできるようになるため、生活環境の悪化が考えられるとは説明していると思ふ。
委員	担当者に聞いてみたらどうか？地元で説明したうえで変更する

	なら問題無いと思う。
会長	本来であれば用途地域が決定された時に騒音の規制地域も変更になるようにしたほうが良い。
委員	環境基準の変更に関して、データを見る限り騒音の目安で見るとB地域からC地域に変更となっても、それほど大きな問題となるような変更では無いと思われる。原案どおりで良いのではないか？
副会長	道路脇とかでトラックが通ると80デシベルとか大きな値になる。
事務局	都市計画課に確認したが、説明会の時に反対意見も何も無く、生活環境の悪化に関しても意見は無かったとのこと。
会長	都市計画課の地元説明会等に環境の職員も行って説明をすべきだ。
委員	こう言ったものは一旦決めると後々影響が大きいので、なるべく関係するところが納得するような努力が必要である。
会長	ご意見をいただいた結果、審議会としては、原案了承ということで答申させていただきたい。内容については、後日事務局から郵送していただくことでご了承をお願いいたします。 次の2つ目の審議に入ります。事務局、『環境関連計画の目標数値等の見直し案』について説明をお願いいたします。
	《見直し案説明》
会長	何か今の説明に対してご意見等ございますか？
委員	公共下水道と合併処理浄化槽の国や県の補助ほどの程度か？
事務局	公共下水道は、H17年度、汚水の事業費6億円のうち補助金は1億3千万円ですから5分の1。合併浄化槽設置補助は、国、県が3分の1、市が3分の1になっている。現在、県補助が3分の1の4割程度となっている。5人槽で33万2千円、7人槽で41万4千円となっている。新築住宅は対象となっていない。
委員	公共下水道は公共が実施するから最後まで管理しないといけなし、いずれはやり変えないといけなし。過剰投資的なところがある。そういうことを考えると合併浄化槽は、個人が設置し、管理する。両方を一緒に考えないといけなし。地域でここは公共下水道、ここは合併浄化槽ということを考えないといけなし。公共下水道の

	認可区域内でも合併浄化槽の設置は可能なのか？
事務局	可能であるが、処理区域になれば期限内に公共下水道への接続が必要となる。
委員	公共下水道への接続に対しては、50万円を限度に貸付制度がある。補助を受けずに合併浄化槽を設置した場合、この目標にある合併処理浄化槽の設置基数の対象になるのか？
事務局	対象にはならない。あくまでも設置補助を受けた合併処理浄化槽の基数である。今後、そのような設置基数の確認も必要と考えている。
委員	合併浄化槽の設置を優先する方が公共下水道を優先よりも経費が安くすむ。環境的にも良い。都市計画として考えていかねばならない。
事務局	公共下水道の認可区域外は合併処理浄化槽で対応し、認可区域内は公共下水道で対応するという計画になっている。すみ分けはできているように思うが。
委員	人口の密集している旧調整区域も認可区域に入れて公共下水道の整備を進めている。為政者が判断し、事業を実施している。
委員	対等に考えて、市としてどちらが有利かを考えて事業を実施すべきである。
委員	公共事業を優先して実施するために都市計画税を取っているところを認可区域として、事業を実施していることから、約束どおり市は公共下水道を推進しなければならない。
委員	公共下水道を実施するのは市が決めて、合併浄化槽の設置も補助的に実施している。トータルを考えて対応しないといけないと思う。
会長	合併処理浄化槽のメリットは、汚水を処理したのち、水路を通過して河川に排水されることである。
委員	環境問題を考えるとトータル的には合併処理浄化槽の設置の方がよい。
委員	処理区域内の公共下水普及率53.8%と低い。全体の普及率が不明であるが、まだまだ、公共下水道や合併処理浄化槽は整備が必要である。予算的なこともあるが、合併処理浄化槽の設置基数の増設もお願いしたい。
委員	自然農園の開設箇所数は、57箇所現状維持という下方修正を

事務局	<p>しているが、自給自足等農業が見直されていることから、上方修正の必要があると思うがいかがか？また、認定農業者数は上方修正しているが、そこにはどのような政策があるのか？</p> <p>認定農業者数は年間の農業所得が330万円、年間の農業就労時間が2,000時間以上を一つの目安としており、国が助成し農業者数のアップに取り組んでいる。農林水産課も同様に取り組んでいるが、平成19年度が36人、平成20年度が37人と年間1人の認定となっており、今後も年間1人の認定を進めるというものです。自然農園の開設箇所数については、遊休地を所有する方が、自然農園として提供し、第3者がその農地を借用して農業を体験するというものです。現在、新規農園もあるがそれ以上に都市計画の線引きの廃止により、自然農園となっている農地に建物が建つなど廃園になる数の方が多いことから、何とか現状維持という目標に下方修正したいというものです。</p>
委員	<p>現在の農業の問題は、後継者不足、農家の高齢化であり、10年もすれば、新居浜の農地も半減するかもしれない。そういうことから、何とかして農地を守り、農業を守っていかなくてはいけない。その中の一つが、この自然農園の設置箇所数があり、今まで農業をやっていない人でも農業をやることのできる制度である。下方修正するなどもってのほか。上方修正すべき項目である。土地の提供者はいくらでもいるから、問題はそれを使用する人がいるかどうかである。宣伝不足ではないか。もっと積極的にPRすべきである。農地は、治水、浄化、地球温暖化防止、景観、癒しなど環境保全地域として考えられる。荒らしてしまうと元には戻れない。農地を守ることを考えないといけないことから、自然農園は農地を守る小さな手段の一つであり、絶対上方修正しないといけない項目である。</p>
委員	<p>自然農園は借り手がないのが事実である。認定農業者の資格要件は、年間農業収入が880万円から330万円まで下げて、年間の登録農家は1件です。500万円下げても年間1件の登録しかない状況である。担い手を作ろうとしているが、増えないのが現状である。新居浜の人は裕福であるから土地があっても農業をやらなから遊休農地が増えている。そのことから自然農園などの取り組みをしているが、借りる人がいない。年1回、収穫祭をしているが、関心のある人は知っていると思う。しかし、就農意欲がないことか</p>

	<p>ら、伸びない。現在の経済不況を乗り切るために、農業に取り組んでもらいたい。</p>
委員	<p>J A新居浜市の正組合員は約3,000人。平均年齢が75歳。県下で一番高い。兼業農家が維持しているのが実情である。昨年1年間、農政の推進会議で環境審議会の委員もその委員になり議論して、市長に提言をした。農地を有効利用することも大切であることから、別の機会に農林水産課も含め、自然農園の増設については進めていくようにしましょう。</p>
委員	<p>認定農業者は経営する方であり、自然農園は市民の方であり、年齢も構成も違うから分けて考えないといけない。自然農園については、明らかに宣伝不足である。情報が農業関係者にしか行かないので、もっと広く市民に周知する必要がある。まだまだ、掘り起こすことが可能と思う。</p>
会長	<p>農業問題だけの議論で終わってしまう。時間的な余裕もない。ごみの削減、リサイクルが進んだこと以外は、あまり努力なしで下方修正するという感じになっている。</p>
委員	<p>質問ですが、市民一人当たりの都市公園等の面積について、平成21、22年度、黒島や垣生で増え、平成23、24年度には中萩や駅前で増加するという説明であったが、目標数値が変わっていないのはなぜなのか？</p>
事務局	<p>平成21、22年度は黒島、垣生で3.88ha、平成23、24年度に中萩、駅前で2.25haの増加となっています。市民一人当たりの都市公園の整備面積であるから、平成21、22年度は、平成20年度に比べて0.3㎡、平成23、24年度は前年度に比べて0.2㎡増加となっております。</p>
委員	<p>市民一人当たりということだったのでですね、間違っていました。</p>
会長	<p>ご意見を言われていない委員さんに一言ずつお願いしたいと思います。</p>
委員	<p>〇〇委員の意見が非常に興味深かった。</p>
会長	<p>次の方、お願いいたします。</p>
委員	<p>特にありません。</p>
会長	<p>次の方、何かありませんか？</p>
委員	<p>計画を立てられる時は、こういう方法を取って対応するというものが入ると思う。この目標設定資料の中には手段が明確になって</p>

	<p>いる項目となっていない項目があると思う。明確になっている項目については、手段を明示していただければわかりやすい資料になったと思う。</p>
会長	<p>P D C A サイクルは大切であると思う。できていないなら、なぜできなかったかという内容が必要ではないかと思う。次の方、何かございますか？</p>
委員	<p>特にありません。</p>
会長	<p>次の方、何かありませんか？</p>
委員	<p>特にありません。</p>
会長	<p>副会長、何かありますか？</p>
副会長	<p>議論すれば、いろいろあるのですが。人口の変動、税収入等も勘案して、都市計画や環境保全も議論する必要があると思うが。今回は、これぐらいの議論で終わりにして良いと思う。</p>
会長	<p>最後に一言、しゃべらせていただきたいのですが。</p> <p>にはま環境プランの P 1 9、推進体制の図があるが、この図のような推進体制で推進する必要がある。行政内には環境推進委員会、市役所外では環境市民会議がある。これらの組織が車の両輪になって、新居浜の環境対策を推進することになっている。環境市民会議は、昨年、7月設立されたが、環境ひろばの設置がなされていない。また、事務局員もいない。早く、環境ひろばの設置と専任の事務局員の配置を進める必要がある。</p> <p>市長は、2、3年のうちに環境自治体会議を開催する意向を持っているが、新居浜が環境先進都市というモデルが必要である。目玉になるものが必要である。現在、環境先進地から見て、参考となる環境対策はない。環境自治体会議の開催は手段であるが、目的としても良い。目的として、新居浜を環境先進都市にするようにしても良い。環境市民会議は市民主体であるが、事業者も入って地域全体としていろいろな活動をやっていくことが必要である。</p> <p>いずれにしても P D C A サイクルで進行管理し、新居浜市の環境を良くしていく必要がある。</p> <p>本日、計画の見直しについて議論したが、5年前に計画を策定しており、環境の状況や経済状況も大きく変わってきていることから、新しい方針、目標を描いて進めていく必要があると思う。</p> <p>環境市民会議、環境推進委員会を中心として温暖化対策、循環型</p>

	<p>社会づくり、いわゆる持続可能な社会づくりに向けて取り組んでいってほしいと思う</p> <p>ご意見がなければ、自然農園の設置箇所数の増加、合併浄化槽の設置基数の増加、公共下水道の普及促進について、提案していきたいと思う。</p> <p>皆さん、長時間議論をいただき、本当にありがとうございました。これで、本日の環境審議会を終わります。どうもありがとうございました。</p>
--	---